

議案第 8 2 号

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 1 2 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 四万十町一般職の職員の給与に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条第 2 項第 1 号中「100 分の 65」を「100 分の 75」に改め、同項第 2 号中「100 分の 32.5」を「100 分の 37.5」に改める。

第 2 条 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 34 条第 2 項第 1 号中「100 分の 75」を「100 分の 70」に、同項第 2 号中「100 分の 37.5」を「100 分の 35」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（四万十町一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）による改正後の給与条例の規定は同年 12 月 1 日から適用する。